

## 成績評価規程(抜粋)

### 【教科・科目の履修の認定】

1 教科・科目の年間授業時数の2/3以上の出席があった場合、成績会議の審議を経て校長が履修を認定する。ただし、次のいずれかの理由による欠課は、欠課時数から除いて考える。なお、福祉科の専門科目については2で定める。

- ① 公認欠席
- ② 校長の認めた進路等による出席停止
- ③ 忌引
- ④ 学校保健安全法第19条による出席停止
- ⑤ 非常変災等により生徒または保護者の責に帰することのできない事由による出席停止

2 福祉科の専門科目は規定授業時数の2/3以上の出席があった場合、履修を認定する。ただし、「介護実習」は4/5以上とする。

### 【定期考査】

1 すべての各教科・科目において定期考査を原則年4回実施する。考査時間は1科目50分とする。

- ① 前期中間考査(6月)
- ② 前期末考査(9月)
- ③ 後期中間考査(12月)
- ④ 学年末考査(2～3月,ただし第3学年は1～2月)

2 考査時間割は考査1週間前までに発表し、考査1週間前から考査終了まで生徒の職員室への入室を禁止する。

3 考査を開始して15分経過した遅刻者には考査を受験させない。また、考査開始から35分を経過してからの退出は、考査を終了したものとする。

4 考査中に不正行為をした生徒については、不正行為をした科目の得点を0点とする。

### 【追考査】

定期考査を欠いた場合には、生徒及び保護者からの願い出により追考査を受験させることができる。ただし、考査得点は次のとおりとする。

- ① 出席停止、忌引、公認欠席の場合は、追考査得点の10割を考査得点とする。
- ② 病気(診断書等提出)事故(やむを得ないと校長が認めたもの)の場合は、追考査得点の8割を考査得点とする。
- ③ 上記以外の理由の場合は、追考査得点の5割を考査得点とする。
- ④ 追考査を受験しない場合は、考査の得点を原則として0点として処理する。

#### 【成績の評定】

1 学習成績は各教科で定めた観点別学習状況の評価(以下、観点別評価)をもとに、定期考査や学習状況など学習活動全般を継続的、総合的に評価する。

2 学習成績は、各教科で定めた観点別評価をもとに、A、B、Cの3段階で評価したものによるが、学年末については5段階法による評定を加えて通知する。

観点別評価	A A A	A A C	A B C B B B	B C C	C C C
	A A B	A B B	A C C B B C		
5段階評価	5	4	3	2	1

(3観点の順番に関係なく、以下の組み合わせで評定が決まる。)

#### 【単位の修得の認定】

次の2つの要件を満たした教科・科目について、成績会議の審議を経て校長が単位の修得を認定する。

- ① 履修認定された教科・科目であること
- ② 5段階評定で2以上の教科・科目であること

#### 【進級の認定】

第1学年および第2学年において次の4つの要件を満たした場合、成績会議の審議を経て校長が進級を認定する。

- ① 年間の出席日数が出席すべき日数の7/10以上であること。

- ② すべての科目および総合的な探究の時間の履修が認定されていること。
- ③ 各教科・科目の未修得単位数が10単位以下であること。なお、留学生および帰国子女については別に審議する。
- ④ 特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められること。

#### 【卒業の認定】

第3学年において次の5つの要件を満たした場合、卒業認定会議の審議を経て校長が卒業を認定する。

- ① 年間の出席日数が出席すべき日数の7/10以上であること。
- ② 学年のすべての教科・科目および総合的な探究の時間の履修が認定されていること。
- ③ 普通科は各教科・科目の修得単位数の合計が74単位以上であること。

福祉科は各教科・科目の修得単位数の合計が82単位以上で、介護福祉士国家試験受験資格の要件を満たしていること。

- ④ 留学生および帰国子女については別に審議する。
- ⑤ 特別活動の成果がその目標からみて満足できると認められること。